

経営情報(半期情報の開示について)

平成26年度上半期(平成26年4月1日～平成26年9月30日まで)における経営情報をお知らせいたします。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区	分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成25年9月末	3,137	1,930	1,206	3,137	100.00
	平成26年9月末	2,274	1,519	754	2,274	100.00
危険債権	平成25年9月末	4,357	3,283	545	3,829	87.86
	平成26年9月末	6,363	4,583	863	5,447	85.60
要管理債権	平成25年9月末	372	173	51	224	60.44
	平成26年9月末	32	29	4	33	100.00
小計	平成25年9月末	7,867	5,387	1,803	7,191	91.40
	平成26年9月末	8,669	6,132	1,622	7,755	89.44
正常債権	平成25年9月末	85,292				
	平成26年9月末	84,398				
合計	平成25年9月末	93,159				
	平成26年9月末	93,082				

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計です。
- 「要管理債権」とは、債務者区分でいう要注意先に該当する債務者に対する債権のうち、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

損益の状況

(単位:百万円)

区	分	平成26年9月末
業	務 純 益	467
経	常 利 益	569
当	期 純 利 益	474

(注) 各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。